

令和2年度予算に係る国立大学法人等施設整備  
(再配分事業)の選定の考え方

令和3年1月29日  
国立大学法人等施設整備に関する検討会

令和2年度予算に係る再配分事業は、以下の考え方により選定する。

I. 概算要求後に不測の事故等が発生し、真に緊急的な措置を必要とする事業

1. 総合評価がSの概算要求事業で、概算要求後の不測の事故等の発生を受け、真に緊急的な措置が必要と判断された事業

2. 概算要求事業とは別に緊急的な措置を必要とする事業

概算要求時点においては、各法人において、適切な維持管理を実施しており、その点検の結果、当該年度の概算要求を見送っていたが、不測の事故等の発生を受け、緊急的な措置が必要と申し出のあった事業で、経年、立地環境、稼働状況等を踏まえ、真に緊急的な措置が必要と判断された事業

II. 総合評価がSの概算要求事業のうち、以下の観点に基づき、高い事業効果が見込まれ、法人における優先度(要求順位)、継続性、早期の事業着手の観点等から措置が必要と判断される事業

1. 基幹・環境整備

- ・ 重大な事故歴を有する事業
- ・ 経年40年を超え老朽化が著しく、今後、重大な事故につながる恐れがあることから、安全管理上、早期の着手が妥当な事業

2. 建物改修事業

- ・ 外壁モルタルやタイルの落下等の、今後、重大な事故につながる恐れのある事故歴を有し、安全管理上、早期の着手が妥当な事業